

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜悠久会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定により、法人の評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償について必要な事項を定めるものとする。なお、法人の役員とは理事及び監事をいう。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員が、評議員会に出席した場合の報酬は、1回につき11,000円とする。

2 評議員が法人の指導等の職務執行に当たった場合の報酬は、1回につき15,000円とする。

3 前2項の適用に際し、評議員がその職務執行にあたって負担した交通費及びその他の費用については、実費相当額を別途支給する。

4 評議員が任期を満了、又は辞任、又は死亡により退任した場合には、評議員会の議決により退職慰労金を支給することができる。支給金額は任期年数1年につき10,000円とし、任期年数に1年未満の端数がある場合には、これを切上げるものとする。

(役員の報酬等)

第3条 役員の報酬等については、次のとおりとする。

(1) 理事長の報酬は、常勤の場合にあつては月額500,000円を限度とし、また、非常勤の場合にあつては月額300,000円を限度とし、具体の報酬金額は理事会が決定する。なお、常勤・非常勤の区別は職員の例によるものとし、勤務条件等については理事会の議決を経て定めるものとする。

(2) 理事長以外の役員が理事会及び評議員会に出席した場合の報酬は、1回につき11,000円とする。

(3) 業務執行理事がその職務の執行にあつた場合及びその他の理事が法人の特定業務の執行にあつた場合の報酬は、1回につき15,000円とする。

(4) 監事が法人及び施設の運営状況の指導又は監査の業務にあつた場合の報酬は、1回につき20,000円とする。

(5) 役員が任期を満了、又は辞任、又は死亡により退任した場合には、理事会の議決により退職慰労金を支給することができる。支給金額は任期年数1年につき10,000円とし、任期年数に1年未満の端数がある場合には、これを切上げるものとする。

2 前項第1号から第4号の適用に際し、役員がその職務執行にあたって負担した交通

費及びその他の費用については、実費相当額を別途支給する。ただし、理事長が常勤の場合、通勤に要する交通費は、職員の例により通勤手当を支給する。

(出張旅費)

第4条 評議員及び役員が法人業務のため旅行した場合は、職員の例により旅費を支給する。

(報酬等の支給)

第5条 報酬等は必要の都度本人に支給する。但し、第3条第1項第1号の場合にあつては職員の給与支給定日に合わせて支給する。なお、本人の同意を得た場合において、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあつた立替金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(適用除外)

第7条 法人の職員を兼務する役員には、この規程は適用しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成29年6月6日から施行する。

役員報酬等に関する規程(平成23年11月1日施行)は廃止する。